

令和4年9月定例会 経済委員会（付託）

令和4年9月28日（水）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和4年台風14号に係る農林水産業被害状況等について（資料1）
- 令和3年度徳島県農林水産基本計画レポートについて（資料2，3）
- 令和3年度野生鳥獣被害に係る集落アンケートの結果について（資料4）
- 令和4年度指定管理者の公募状況について（資料5）

平井農林水産部長

この際、4点、御報告させていただきます。

1点目は、令和4年台風14号に係る農林水産業被害状況等についてでございます。

先週9月19日に本県に最も接近した台風14号に係る9月28日時点での被害状況といたしましては、まず農業被害につきましては農業用ハウス等の被覆資材破損や農地・農業用水路の損壊による農業用施設及び農地被害が計85箇所約3,000万円、ブロッコリー等秋冬野菜の茎葉の損傷や水稻の倒伏などの農作物被害が約392.2ヘクタールで約4,700万円、合計約7,700万円となっております。

次に、林業被害につきましては、シイタケ等林業用ハウスの被覆資材破損、木材加工施設の一部損壊、林道の法面崩壊などの林業用施設被害が計19箇所確認されており、被害額については現在調査中でございます。

また、水産業被害につきましては、漁船の転覆や漁具倉庫の一部破損が計2箇所発生しておりまして、被害額については現在調査中でございます。

引き続き関係機関と連携を図りながら被害状況の全容把握に努めまして、各被害状況に応じた栽培技術の指導を行いますとともに、国の災害査定を受け速やかに災害復旧事業に着手できますよう準備を進めるなど、早期復旧に向け取り組んでまいります。

2点目は、令和3年度徳島県農林水産基本計画レポートについてでございます。

令和3年度から令和6年度までの4年間の計画期間といたします第4期徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に掲げる施策の令和3年度の実施状況を取りまとめましたので、御報告を申し上げます。

概要版と全体版を配付しておりますが、資料2の概要版によりまして、基本計画に定められた四つの基本戦略の施策体系に沿って主な項目について御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

基本戦略Ⅰ，ニューノーマル（新しい日常）への対応でございます。

①しなやかな「とくしまブランド」の展開では、ウイズコロナ・アフターコロナ時代に対応するため、ECサイトなどデジタル技術を活用した販売プロモーションの展開、とくしまブランド推進機構と連携した市場や実需者の求めに応じたマーケットイン型産地の育成、ターンテーブルにおけるマルシェの通年開催や県産食材を使用したメニューの提供による県産農畜産物のPRの展開などを実施した結果、下の枠内に記載のとおり機構が関与した販売金額は令和3年度では43億円、ターンテーブルの利用者数は令和3年度では5.8万人にそれぞれ増加したところです。

③戦略的な海外展開では現地特派員による販路開拓、越境ECサイトの出店や国内での商談会、展示会への出展支援により、令和3年度に農林水産物等輸出額は29.9億円となったところでございます。

次に、2ページを御覧ください。

基本戦略Ⅱ，危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化についてでございます。

①自然災害や家畜伝染病等への対応では、災害に備えて土地改良施設などの耐震化、山地災害による被害を防止する治山施設や森林整備、山地防災ヘルパーと連携した危険箇所のパトロールを実施いたしたところでございます。

また、豚熱や鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防対策への支援や防疫演習などにより防疫体制の強化を図ったところです。

③水田・園芸農業の振興では、水稻の高温耐性品種あきさかりの作付け推進、経営所得安定対策を活用した飼料用米などの作付け推進や野菜産地の育成、自動走行トラクター、環境制御システムの導入の支援などを行った結果、あきさかりの作付面積は令和3年度に2,830ヘクタール、産地リノベーションを実施した園芸産地における生産額は令和3年度に55億円にそれぞれ増加したところであります。

続いて、3ページを御覧ください。

④畜産業の振興では、阿波尾鶏の生産力の強化、販売促進に取り組んだ結果、阿波尾鶏については地鶏出荷羽数日本一を23年連続で達成するとともに、畜産クラスター事業を活用し自給飼料生産、堆肥の高品質化などの機械導入支援により、生産者の経営の安定化や生産基盤の強化を図りました。

⑤林業・木材産業の振興では、高性能林業機械の導入や路網の整備を推進するとともに、伐採後の再生林を着実に実施するためコンテナ苗の生産を推進し、コンテナ苗による人工造林面積は令和3年度には178ヘクタールに拡大いたしました。また、木育とにぎわいの拠点でございます徳島木のおもちゃ美術館を昨年10月にオープンいたしました。

⑥水産業の振興では、県南部の重要資源でございますトコブシの種苗生産を令和2年度から開始し、令和3年度には18万4,000個を放流いたしました。また、県産水産物の学校給食への提供、インターネット販売、飲食店などでの消費拡大キャンペーンの支援により、コロナ禍で低迷する県産水産物の需要喚起策を実施しました。

次に、4ページを御覧ください。

基本戦略Ⅲ，「スマート農林水産業」の実装と労働力確保についてでございます。

①スマート農林水産業の実装では、農林水3分野のサイエンスゾーンを拠点としまして新品種や栽培技術の開発に取り組んだ結果、スタチの新品種、勝浦1号やなると金時の貯

蔵性を向上させる栽培管理技術など、新品種、新技術の開発・導入件数は令和3年度までに累計で39件となりました。

②から④の農林水産業の多様な人材育成・確保では、とくしま農林水産未来人材スクールによる就業相談、農業大学校や農林水の各アカデミーでの人材育成に取り組みました結果、令和3年度までに新規就業者数の累計は、農業では1,197人、林業では298人、漁業では197人となったところでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

基本戦略Ⅳ、「サステイナブル（持続可能）」な農林水産業の実現でございます。

①地球温暖化対策（適応・緩和）では、先ほど申し上げたあきさかりをはじめ阿波白秀、ワカメといった気候変動に対応した品種の導入、熱帯性果樹の栽培技術の研究、森林の持つ多様な機能の維持、増進を図る森林整備を実施しました。

②鳥獣による被害の防止では、とくしまハンティングスクールでの次世代の狩猟者の育成、集落ぐるみで防護や追い払い、捕獲を行います被害ゼロ集落の育成、県産ジビエの消費拡大や販路開拓に資する阿波地美栄まつりなどの開催に取り組みました結果、とくしまハンティングスクールの受講者数は令和3年度までに累計で39人となり、阿波地美栄取扱店舗数の実数は令和3年度には53店舗に増加いたしたところでございます。

6ページに記載の⑤安全・安心な食材の安定的供給では、エコファーマーや有機JAS、特別栽培などのエシカル農産物の生産拡大と消費PRに取り組んだ結果、エシカル農産物の生産面積は令和3年度に1,787ヘクタールに拡大いたしました。

以上が農林水産基本計画に基づく施策の実施状況の概要でございます。

なお、詳細につきましては、御配付しております資料3、徳島県農林水産基本計画レポートを御覧いただければと存じます。

3点目は、令和3年度野生鳥獣被害に係る集落アンケートの結果について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

1、調査の概要としましては、県内における野生鳥獣被害に係る住民の実感を把握するため、令和3年1月から12月を対象期間といたしまして鳥獣の生息が推定される地域を軸に、県下の366の農業集落に対しまして農業被害の程度や実施した対策などについて本県独自のアンケートを実施いたしたところでございます。

2、主な状況でございますが、（1）農業被害の程度につきましては、深刻又は大きいと回答した集落の割合は、イノシシが47パーセント、ニホンザルが34パーセント、ニホンジカが32パーセントでございました。

（2）その他の被害につきましては、例えばイノシシでは家庭菜園の被害ありと回答した集落が53パーセント、畦や石垣の被害が深刻又は大きいと回答した集落が34パーセントという結果でございました。

（3）実施した対策でございますが、例えばイノシシでは防護柵を設置した集落のうち効果ありと回答したのは58パーセント、捕獲を実施した集落のうち効果ありと回答したのは58パーセントという状況であり、これら対策について一定の効果を実感しているという結果でございました。

3、今後の方針といたしましては、獣種ごとに定めた適正管理計画に基づきまして、市

町村と連携の下、地域に応じた効果的な侵入防止柵の導入やIoT機器を活用した捕獲など、集落ぐるみの被害防止活動をより一層強化してまいります。

4点目は、指定管理者の公募状況についてでございます。

資料5を御覧ください。

神山森林公園、高丸山千年の森の二つの指定管理者の公募につきまして、7月22日から募集要項等の配布、公表を行いますとともに、8月8日及び9日には現地説明会を開催するなど、公募手続を順次進めてきたところでございまして、去る9月22日の申請書類の受付終了までに、資料中央の表の右端に記載のとおりそれぞれ1団体からの申請があったところでございます。

今後、10月開催予定の指定管理候補者選定委員会において候補者を選定の上、次の11月議会にてお諮りしたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 原委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 西沢委員

令和3年度野生鳥獣被害に係る集落アンケートの結果についてです。私が県議会議員になって不思議に思っていたのが、この鳥獣被害に係る被害の程度は個人からの申立てというのか、そういうことよっての被害だったわけですね。だから、積極的に県とか市町村からそれを調査して、どのぐらいの被害があったというものではなかった。そういうことが非常にクエスチョンマークで、これでいいのかな、本当の被害実態が分からないのではないかなと。本当は増加しているのか減っているのか、やった効果があったのかが全くよく分からないというのがもう30年前からのことです。それで、今回はやっていただくことになりまして、今までこういうことがなかったと思いますから、それがこの結果だということで一応評価いたします。

それで、内容の調査期間というのは、片方は去年の11月から今年の1月で、括弧の対象期間が令和3年1月から12月と1年間、この辺りがちょっとよく分からないんです。例えば、農業被害の程度のところではイノシシ47パーセント、括弧31パーセントとなっておりますけれど、これはどう違うのか。31パーセントと47パーセントというのは同じ期間の中での比較ですか。その辺りがちょっとよく分からないんです。実施期間が同じでしょうか。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま西沢委員から、調査期間と主な状況についての御質問を頂きました。

最初の調査期間のほうですけれども、令和3年11月から令和4年1月というのはアンケートを配付した期間となっており、令和3年1月から12月の間を対象期間として調査を実施しております。

それで、下のほうの主な状況ですけれども、今回のイノシシであれば47パーセントが令和3年度に調査した結果でございまして、その括弧書きの中の31パーセントが令和2年度に実施したときの結果となっております。

西沢委員

分かりました。上のほうの調査期間というのは、調査を実施したけれども集めているとかそんな期間で、ちょっと違うわけですね。下のほうの農業被害とかは括弧で書いてあるのが令和2年度で、括弧以外の47パーセントのところは令和3年度ということで、同じ期間内での比較ということですね、分かりました。

それから、調査数が366集落と書いてあるんですが、これは集落ごとの集計なのか、それとも個人個人の集計なのか、どちらなんですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、集計につきまして集落ごとの集計か、個人ごとの集計かという御質問を頂きました。

この集計につきましては、集落ごとに代表者の方にアンケートを配りまして、集落の状況についての回答を頂いております。

西沢委員

本当によく分かるのは、やはり個人個人の被害が去年はなんぼ多かった、効果があった、今年は多かった、効果があったという感覚です。実際にどれだけ被害があるというのは、被害をちゃんと調べろと言うのではなくて、その人の感覚でもよしとするんですけれど、集落ごとになると対象がぼやけてしまうように思うんです。

だから、本当は個人個人がどういうふうに思っているのかとするほうが、調査としてはよく分かるんじゃないかなと思います。今回も多分個人個人に聞いたやつを部落の誰かが集めて、それが県のほうに報告されたと思うんです。本当は今から調べても分かりそうには思うんだけど、それがもし仮に無理だとしても、今回だけに終わらず、これを毎年やれとは言いませんが、5年、10年と期間をおいて状況をだんだんと把握していく中で、やっぱりより分かりやすい調査の仕方というのも求められるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、アンケートの実施について御質問を頂きました。

このアンケートにつきましては、令和4年度から5年間を計画期間とします獣種ごとの適正管理計画や第4期の徳島県鳥獣被害防止対策基本方針において農業被害の程度が深刻、また大きいとする集落の割合を令和8年度までに15パーセント以下にするということを指標として定めております。

その期間中に進捗状況を確認するために中間年で1回、さらに本計画の成果を確認するために最終年度に1回実施する予定としております。

## 西沢委員

この被害状況を見ますと、例えば（１）のところの農業被害の程度は、令和２年は31パーセント、今年は47パーセントになっていますよね。ニホンザルも同じように令和２年度よりも令和３年度のほうが増えてきています。下のほうの（３）実施した対策で効果があったかどうかということで、防護柵も捕獲も効果はありましたと、令和２年度よりも令和３年度のほうがあったというふうになっています。

でも、被害のほうはだんだんと増えているという状況が見てとれるという話です。だから、今までのやり方以上に対策を練っていかないといけない。これが調査の一番の肝かなと。まだまだもっとしないとダメという話ですが、いかがですか。

## 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま西沢委員から、今後の対策についてもっとやっていかなければいけないということでお話を頂きました。

アンケートでは前回のときよりも深刻な結果になっておりますので、これまでの対策に加えましてより強化して取り組んでまいりたいと考えております。

## 西沢委員

確かにニホンザルなんかは、牟岐でもやっていたけれど、しばらくおりを解放しておいて、サルがたくさん集まってきたときに、ばさっと捕るというようなやり方もやって効果が非常に大きかった。生態系を余り壊したらいかんから、当然ながら捕獲しすぎもいかんとは思いますが。どの辺りで止めるかという計画もあるのでしょうけれど、そういう計画がうまくいくように、被害がある程度少ない状況の中で、これだったらもっと対策しなければいけない。効果のあるものに対してもっとやってほしいと思います。

## 喜多委員

畜産について事前委員会でも伺いたしましたが、配合飼料の価格高騰対策に関して何点か確認させていただきます。

現在、畜産経営における生産コストの多くを占める配合飼料の価格は高騰を続け、県内畜産経営者の皆様の負担が大きくなる中、県においては配合飼料の価格高騰対策として、５月補正予算に加え本定例会にも予算案を提案され、先般、先議により予算が成立いたしました。

このような中、国においては、さきの事前委員会があった９月９日に物価・賃金・生活総合対策本部を開催し、物価高騰対策が決定されました。その中で、畜産に関しては配合飼料価格の高騰に関する緊急対策事業が示されたところではありますが、まずは国の緊急対策事業の目的やスキームなど、事業の概要につきまして伺いたします。

## 岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、国の緊急対策事業の概要について御質問を頂きました。

委員お話しのとおり９月９日、政府の物価・賃金・生活総合対策本部が開催され、畜産分野につきましては配合飼料価格高騰に対する緊急対策事業が決定されました。

まず、事業の目的でございますが、ウクライナ情勢の長期化の影響に伴う配合飼料の価格高騰による畜産経営者の実質的な負担の増加を抑制するため、支援が行われるものであります。

次に、事業のスキームであります。令和4年度第3四半期、これは10月から12月の3か月間でございますが、この期間に生産コストの削減等に取り組む畜産経営者に対し、配合飼料価格高騰に対するセーフティネットである配合飼料価格安定制度による補填金に上乗せする形で別途補填金を交付することで、実質的な負担を今期令和4年度第2四半期と同じ水準となるよう支援するものでありまして、補填の単価につきましては配合飼料1トン当たり6,750円であります。

なお、事業の参加要件につきましては、生産コスト削減に向けた取組及び配合飼料の使用量の低減に資する取組の二つを実施することが要件となっております。

#### 喜多委員

畜産経営者の実質的な負担額の増加を抑制するために、令和4年度第3四半期の価格を第2四半期と同程度の水準にするため、セーフティネット制度である配合飼料価格安定制度における補填金とは別に補填金が交付されることとありますが、県の補正予算と国の緊急対策の関係について確認させていただきます。

国の緊急対策では、支援の対象が令和4年度第3四半期、これは来月10月から12月までの3か月間が対象ということとございましたけれども、県の9月補正予算については令和4年度第3四半期の3か月が対象期間であったと思っておりますが、県の補正予算と国の緊急対策事業は、実質的な負担の増加分に対して重複して支援を行うということになるのでしょうか、お伺いします。

#### 岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、県の補正予算と国の緊急対策事業について重複して支援を行うことになるのかとの御質問を頂きました。

結論から申し上げますと、県の補正予算と国の緊急対策事業それぞれの支援につきましては重複しない整理となっております。具体的に説明させていただきますと、まず県の補正予算につきましては、5月補正予算では国のセーフティネットである配合飼料価格安定制度における畜産経営者の負担分1トン当たり600円に対しまして3分の2以内の補助率を適用し1トン当たり400円、また9月補正予算につきましては配合飼料価格安定制度におけるウクライナ危機前後の負担、つまり令和3年度第3四半期と令和4年度第1四半期との差であり、既に発生しております実質負担増加分に着眼いたしまして1トン当たり3,000円を支援することといたしております。

一方、国の緊急対策事業につきましては、来期令和4年度第3四半期におきます実質的な負担額を、今期令和4年度第2四半期と同水準となるよう、配合飼料価格安定制度による補填金に上乗せする形で別途補填金を交付するものであり、10月以降に予想される実質負担の増加見込み部分に対しまして1トン当たり6,750円が支援されます。

以上のように、既に発生している実質的な負担増加分に対しましては県の補正予算による支援となる一方、今期7月から9月にも今後予想されます負担の増加見込み分に対しま

しては国の緊急対策事業による支援と整理されますことから、県の補正予算と国の緊急対策事業による重複した支援ではございません。

#### 喜多委員

答弁がありましたように、県の補正予算と国の緊急対策事業が重複することはないということでした。

ウクライナ情勢の長期化をはじめ今後の先行きが見通せない状況の中、県内畜産経営者の皆様は今後の畜産経営に大きな不安を抱えています。県においては、この度の県事業を有効に活用することにより畜産現場の皆様の不安払拭に努めるとともに、畜産経営の持続可能性向上につなげることを強く要望しておきます。

次に、みどり戦略への対応についてお伺いします。

21日の本会議で我が会派の岩丸議員の質問に対する副知事からの答弁に、国のみどり戦略にいち早く呼応し、みどりの食料システム戦略徳島県基本計画を策定すること、そして基本計画策定に不可欠な視点として新たな技術開発と地域での面的導入支援、また消費者の理解促進について発言がありました。私も減農薬栽培や有機栽培に取り組むには、化学肥料や化学農薬を低減しても収量や品質を低下させない新たな技術の開発が必要であると考えております。

まずはじめに、みどり戦略の目標実現のため新たな技術の開発を推進するとのことでしたが、新たな技術とは具体的にどのようなものでしょうか、お伺いいたします。

#### 七條農林水産政策課長

ただいま、みどり戦略の展開に当たりまして必要となります新たな技術開発の方向性について御質問いただいたかと思っております。

みどり戦略の実現には、環境負荷を低減しながら生産性を損なわない新たな技術開発が不可欠と考えております。

具体的には、家畜排せつ物を用いた堆肥の効果的な活用方法でありますとか、土づくりといった施肥技術、それから昨今では農薬とか肥料を局所的に施用しまして農薬の使用総量を低減するため、AIですとかドローンを活用したスマート技術の開発が進められているところでございます。

こういった技術開発が必要と考えておりまして、既に県におきましては、農林水産総合技術支援センターにおきましてドローンを用いた病害虫のピンポイントでの防除の研究ですとか、天敵・益虫の利用ですとか、物理的防除を組み合わせた総合的な技術、IPM技術と申しますけれども、こういったものを現地に実装すべく活動に取り組まれます事業者の方々に国の補助事業などを活用しまして支援を始めたところでございます。

また、県におきましては、化学肥料ですとか農薬の低減を可能とします新たな品種の開発ですとか、国産の天敵利用技術の開発、それから有機栽培に対応した病害虫対策技術などの研究開発が現在進められているところでございます。こういったことから、国の技術開発の動向にも注視をしながら新しい技術を取り入れてまいりたいと考えております。

#### 喜多委員



いろいろとありがとうございました。地域に適した新たな技術ができるだけ早く確立をされるよう、国の技術開発の状況にも注視して連携して取組を進めてください。みどり戦略の実現は新たな技術開発ができるかどうかにかかっていると思いますので、生産性の向上と持続性を両立する技術の早期開発に強く期待をいたします。

次に、みどりの食料システム戦略徳島県基本計画の策定についてお伺いします。

さきの副知事からの答弁では、基本計画策定会議が実施されたということでしたが、出席者からは基本計画の策定に当たりどのような助言、提言がなされたのか、お伺いいたします。

#### 七條農林水産政策課長

ただいま、先般開催いたしましたみどり戦略の基本計画の策定会議の概要について御質問いただきました。

この会議につきましては、基本計画策定に当たりまして有識者の方々から計画策定の方向性などについて御助言、御提言を頂くために開催したものでございます。会の構成につきましては、生産者それから生産者団体をはじめとしまして、消費者行政の方ですとか、大学等の教育分野の方々からなります有識者19名で構成させていただきました。さらには、オブザーバーとしまして消費者教育の視点も重要という考えの基、消費者庁の新未来創造戦略本部の方にも御参画いただきまして、9月15日に第1回目の会合を開催したところでございます。

会議の内容でございますが、それぞれの委員の方の発言を御紹介させていただきます。

まず、生産者それから農業関係団体の皆様からは、有機農業ですとか減農薬の栽培を実施しますと、やはり病害虫の発生ですとか収量の減少が想像されると。経費も掛かるし手間も掛かるにも関わらず、こういった栽培に取り組むとなりますと、生産物がそれに見合う適正な価格で取引されることが肝要でございまして、消費者の方々の理解促進が必要であるとの声を頂いたところでございます。

また、林業の団体の方からは、国のみどり戦略の一つの方向性として成長速度の通常よりも早いエリートツリーを多く取り入れるというような戦略になっておりますが、徳島県におきましては、このエリートツリーにつきましては全国に先駆け研究、現場での普及が進められているという実態の報告がありまして、これまでのアドバンテージを生かして積極的に進めていきたいというような団体からの力強いお言葉を頂いたところでございます。

次に、消費者分野の方々でございますが、消費者の消費行動によりまして生産、そして生産者を支えるための消費教育が非常に重要だと考えると。戦略の推進に当たりましては生産者の環境負荷低減の推進はもとより、消費者の方々への啓発を車の両輪として進めていく必要があるのではないかとのお声を頂いております。

最後に、教育機関の方からは、この戦略は2050年を目標として長期で行われることとなりますことから、働き掛ける対象を現役の方のみならず現在就学しているの方々、学生の方々に教育していく、あるいは啓発していくことが重要であると。こういった視点を基本計画に盛り込んではどうかというような御提言を頂いたところでございます。

これらの御意見、御提言を踏まえまして、基本計画を共同で策定することとなっております。

ます市町村の方々に情報共有などをするとともに、今後2回程度の策定会議を経まして、策定の進捗につきましては経済委員会にも御報告させていただきながら、今年度末の県計画完成を目指しまして作業を進めてまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

基本計画策定会議において、素晴らしいみどり戦略の基本計画の策定ができますように期待しておきます。今日の農林水産業は、先人が生産性と効率性を追求することにより確立された技術で営まれていると思います。地球温暖化への世界的な取組が進められており、環境負荷低減の取組は重要ですが、農林水産業の経営の厳しさが指摘される中、生産性を損なうことがないようにするため新たな技術開発が急務であります。今後、国と連携を図りしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、環境負荷低減の実施には、生産者の取組のみならず、策定会議での提言にもありましましたとおり消費者からの歩み寄りも不可欠であります。エシカル消費の浸透について、全国を牽引する徳島県ならではの消費者教育啓発活動の実施を期待しております。

#### 寺井副委員長

二つほど質問させていただきます。

まずもって、先ほど部長より台風14号の被害が発表されたわけでございますけれども、被害を受けた皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今、喜多委員から、みどりの食料システム戦略についてのお話があったわけでございます。答弁も素晴らしい答弁だったのかなと思うわけでございますけれども、我々現場はやっぱり答えがないといけない部分もたくさんあるわけです。さっき2050年までにという話もありましたけれども、その間に私はもう死んでいるなと思っているんだけど、直近の対応をどうしていくかというのは非常に大事なことはないかなと思っておるところです。農家も1年も待てませんから、やっぱりその辺は直近でどうなるかというようなことも含めて、答えてもらうのもなかなか難しいんだろうと思いますけれどもお願いしたいと思うんです。

一つ聞きたいのは直近の話ですけれども、農業資材それから肥料等々が高騰している中で、国が7割ですか、上がった分を補填していただける。そして、県もそのうち残った分の2分の1を対象にさせていただいているという本当に有り難いお話ですけれども、現場では多分この案は1年かなという感じがするわけでございます。今、ロシアとウクライナの戦争がある中で、本当に肥料も資材も含めて来年は本当に下がってくるのかという部分があるわけですね。これで春までの対策ができるんだけど、仮に戦争が終わらなければこのままの価格で移行していくということになると。次の年は基準がどこになるのかなと思ったりもするんです。やっぱりその辺が農家としては不安になってくるのかなという部分もあるので、これもできたら引き続いて同じような格好で、価格が下がってこない場合には継続していただきたいと思いますと思っておるところでございます。厳しい中で対策がいろいろあるわけでございますけれども、是非やっていただきたいと思いますと思っております。

もう1点、将来に向けてですけれども、皆さんも御存じのとおり収穫の秋で、お米は収穫がほぼできて、徳島県はやや良という推移をしているようでございます。

そして、さきの委員会でもちょっと発言させていただきました、お米が3,500円台ぐらいになるんじゃないかという話もあったわけですが、どうやらそうではなくて、農協の価格がコシヒカリで5,400円から5,600円になっているという中で、下がらなかったのよかったですなと実は思っています。けれども、肥料の高騰等々があると、決して本当によかったという話ではないわけですし、お米を10アール当たり作るのに23時間かかるということですから、8時間で割れば3人ですよね。三人分の一人の時給が800円にしても、本当にそれでお金が残っていくのかと、10アール当たりの米代で。そんなこともあるので、本当に困ったことだなというふうにも思うわけですが、なかなか簡単にはいかない。

その中で、実は全農の徳島のトップの方とお話をしますと、寺井さん大変だよ、もうこれだけ資材費等々が高騰してきている中で農業をやめるっていう人がいっぱいおると、こういうお話です。いや、その声は聞いておるし、新聞の広告を見ると、農家の皆さんへ農機具を売りませんかとか、農機具を買い取りますというような宣伝文句が出ておるわけですし、そういうことになっていくのかなというふうに非常に心配しております。

その中で、将来を含めて先ほどの話があるわけですが、スマート農業等々をやらなければいけないし、人がいない中でロボット化であったり、ITを使ったりとかいろいろ実施されていかなければ、本当に生産ができないなというふうにも感じるわけですね。そのために、それらが効率よく動くためにはどうしたらいいのかといえば、基盤整備だと思うんです。

確か徳島県は昭和40年代前半に、羽ノ浦町と阿波市土成町で基盤整備が行われました。我々の地元ですので本当によかったなという部分がありますし、こういう区画整理ができたのは本当に有り難いなと思っているわけですが、基盤整備をしていかなきゃいけない。しかしながら、今の時点で農家が、例えば10アール当たり100万円を超えての出資といいますか、資本をつぎ込んでいかなければいけないというようなことになると、誰もしませんよ。農業で食えないんだから。

そうなってくると今、農地中間管理機構でやっておる、無償で国がやってくれるというこの事業が本当に有り難いなと思っておりますし、私は地元の水利組合の理事長をしているんですけれども、手を挙げて、今、県の皆さん方にもお世話になっておるところでございます。具体的に50町ほどある水利組合ですけれども、30町ほどの基盤整備ができるような方向に向いて今動きかけておるところでございますけれども、これを是非やってほしいなど。

お聞きしたいのは、徳島県の耕作面積の中で基盤整備ができていく面積というのは幾らぐらいなのでしょう。

中原生産基盤課長

ただいま寺井副委員長から、基盤整備ができていく面積はどれぐらいかという御質問を頂きました。

令和3年末時点でございますが、区画整理あるいは末端のパイプライン化、これらが整備できた面積は県下で7,120ヘクタールとなっております。

寺井副委員長

これは徳島県の耕作面積の何割になるんですか。

中原生産基盤課長

耕地面積といいますか、すみません、手元にあるのが県内の水田面積ですけれども、数年前で県内に約1万9,900ヘクタールございます。

当方では、そのうち平坦で比較的まとまりのある農地をほ場整備しようということで、1万ヘクタールを目標にしております。そのうち、先ほど申しました7,120ヘクタールが整備済みという状況でございます。

寺井副委員長

1万ヘクタールにまだ3,000ヘクタールぐらい足りないわけですがけれども、これは県として計画的にどこをしたいとか、農地中間管理機構がやるところじゃなくて、基盤整備が予定されているようなところはあるんでしょうか。

中原生産基盤課長

約3,000ヘクタール残ってございまして、それを全て順位付けできているかというところ、それはできていませんで、地域の営農の状況ですとか農家の皆様の意向を踏まえまして、数年先程度までを目指して実施しておるところでございます。

県の農林水産基本計画におきましても計画的に、3,000ヘクタール全ては位置付けできていないんですけれども、向こう数年間でこれだけやっていこうという計画を定めて、年間1地区は新規に採択していこうということで進めておるところでございます。

寺井副委員長

計画は進めているようでございますけれども、実はなぜ私がこんなような質問をするかといいますと、現実には今、農業はなかなか大変な中で、再生エネルギーの問題等々があって県も力を入れているわけです。その中で、いわゆる営農型の太陽光発電がやられているわけですがけれども、これが優良な農地の真ん中にぽつんとできる可能性もあって、そういうのができると、今度は基盤整備に入っていけないんですよ。

ですから、その辺が本当に非常に微妙なバランスですがけれども、それが本当に営農型の太陽光が農家のためにプラスになっているのかなという部分もあるわけですし、そういうようなことが次第にこれからも進んでいくでしょう。その中で、やっぱり徳島県全体として自給率の問題も含めて、本当に徳島県としてこれだけの面積はきちんと確保したいという部分がないといけないのかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

原委員長

小休します。（11時26分）

原委員長

再開します。（11時27分）

#### 七條農林水産政策課長

本県におきまして一定の農地面積を確保するためには、確保面積を設定すべきでないかという御質問かと思えます。

現在、農地につきましては、昨今の宅地への開発ですとか、副委員長御指摘の太陽光、営農型の施設への移行ですとか、様々な目的によりまして一部の農地を転用あるいは部分転用して、減少傾向にあります。

さらには、一番面積が減少している要因につきましては、主には山間部でございますが、従前は農地として耕作が行われておりましたが、山間地域において担い手が減少してまいりまして、耕作放棄しまして言わば山野化してしまう、山に帰っていくような農地がございます。こういった面積が非常に多くございまして、総じて本県の農地面積は減少傾向にございます。

こういったことから、先ほど副委員長の発言にもございましたが、やはり比較的耕作条件のいい平坦部におきまして更に効率性を高めるためのほ場整備をし、経営が成り立たないと、農地の保全というのも困難でございますので、さきに御説明させていただきましたように、現在のところ1万ヘクタールのほ場整備を、全体の中の一部が1万ヘクタールでございますけれども、県としましてはそういったところに注力して農地保全に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

#### 寺井副委員長

先ほどの1万9,900ヘクタールからですから、1万ヘクタールはできると半分の50パーセントは押さえられるということですよ。これは本当に徳島県民の命をつなぐ食料生産になっていくのかどうか、ちょっと分かりませんが、それになってくれればいいなと思いますので、是非あと3,000ヘクタールぐらいをしっかりと前向きに捉えてやっていかないと。今行動を起こしていかないと、もう大変になったときでは手遅れになるので、是非将来に向けての計画をやっていただきたい、そんなふうに思っております。

#### 井川委員

寺井委員のおっしゃるとおりだと私も思います。どこまで農業が続くのか、もう本当に不安だと思われませんが、とにかく続けていかないと大変なことになりますので、頑張りたいと思います。

先ほど西沢委員がちょっとお触れになったんですけれど、私もちょっと補足なんですけど、野生鳥獣被害の集落アンケート結果です。

この3年続けて農作物被害が1億円を切ると、減少傾向にあると言うんですけど、このアンケート結果を見たら前年度より何か増えているのですよね。今回、県独自の集落アンケートを実施することになった理由をお聞かせいただきます。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま井川委員から、集落アンケートを実施することになった理由についての御質問

を頂きました。

鳥獣による農作物の被害状況につきましては、全国調査として実施されておりました、毎年国のほうへ報告してきたところでございます。この調査につきましては、販売目的で生産されている農作物が対象となっております、自家消費用の作物などを対象としないことから、被害額は減っても地域住民は被害減少の実感がないのではないかと、昨年までの当委員会をはじめ県議会においても御論議があったところでございます。

また、昨年度は徳島県鳥獣保護管理事業計画の更新時に当たっておりまして、新しい計画に住民や集落の実情を可能な限り反映する必要性がありましたことから、地域の皆様が農作物の被害状況等を実際にどう感じているかを把握するためのアンケート調査を、市町村の御協力を得て令和2年度において初めて実施したところでございます。

さらに、前の計画における5年間の効果測定の観点からも、令和3年度において同じ内容によりましてアンケート調査を実施したところでございます。

#### 井川委員

売り物の商品は、とにかくいろいろなことを実施して、若干ではありますが減ってきているというか、3年続けて被害額は1億円を切ったということです。

ただ、着々と云ったらおかしいんですけど、野生動物の被害というのも本当に目の前に、だんだんと身近に寄ってきているということですよ。県外を見ていると、クマが牛を襲うとか、まちの中まで野生動物がどんどん出てくるとか、何かすごい状況になってきているようなニュースも聞きます。

アンケート調査を実施していただいたことは本当に有り難いと思うんです。このことは率直に評価したいと思います。そこで、今回の集落アンケートの結果をどのように捉えているか、お聞かせいただきたいと思います。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま井川委員から、今回の集落アンケートの結果をどう捉えているかということで御質問を頂きました。

今回のアンケートは野生鳥獣の被害に対する住民の実感について傾向をつかむ調査となっておりますが、イノシシやニホンザルなどによる被害の影響の大きさ、深刻さが改めて明らかになったと真摯に受け止めているところでございます。

一方で、捕獲の強化や侵入防止柵などの防護対策につきまして一定の効果が認められているということから、これらの対策への期待感の表れと受け止めまして、今後の対策に生かしていきたいと考えております。

#### 井川委員

今後の対策に生かすということでございますが、今後どのような取組を進めていっていただけるのか、教えていただきたいと思います。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま井川委員から、今後どのように取組を進めていくのかという御質問を頂きまし

た。

今回の調査におきましては、住民の方の鳥獣被害に対する実感につきまして大きな傾向が把握できたというふうに考えております。

今回の調査結果を十分に踏まえまして、昨年度、今後5年間にわたる計画として策定しました獣種ごとに定める適正管理計画に基づきまして、市町村と連携の下、地域に応じた効果的な侵入防止柵の導入やIoT機器を活用しました捕獲など、集落ぐるみの被害防止対策をより一層強化しまして、県民の皆様には被害の軽減を実感していただけるようしっかりと取り組んでまいります。

#### 井川委員

私は余りよく分からないんですが、テレビなんかを見ていてもやっぱり動物が人間を怖がらなくなっているのが一番怖いという話をしていました。正にそのとおりだと思います。

適正管理計画に基づいて、粘り強く信念を持って効果的な対策を進めていただきたいと思います。農作物は本当に大変だと思いますので、少しでも被害が出ないように考えていただきたいと思います。

それと、もう一つございます。

この前の一般質問で同じ会派の北島議員が質問をされていたんですが、本県農林水産物の輸出の加速について県の所見を質問しておりました。令和3年度の本県農林水産物の輸出額は過去最高と言っていましたね。29億9,000万円ですか。それを達成して更に輸出を加速するとの答弁がありました。まず昨年度の農林水産物の輸出額についてどのような品目が伸びたのか、お尋ねしたいと思います。

#### 宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、農林水産物の輸出額につきましてどのような品目が伸びたのかという御質問を頂きました。

県では、コロナ禍によりまして渡航制限がある中でも、現地特派員の活用とか市場拡大が続く越境ECサイトへの販売プロモーション、国内での輸出向け展示会への出展支援など、海外における巣籠もり需要の獲得やリバウンド消費へ向けた売り込みを行ってまいりました。

特に、輸出額が伸びた品目については、まず和牛でございます。ハラールの戒律にのっとりましてと畜処理されましたハラール牛肉が、イスラム教徒の人口が多いマレーシア、インドネシアなどでの販売が好調でございました。好調の要因としましては、ライバルの少ないハラール牛肉の輸出に着目した生産者の先見性が何よりでございますけれども、県におきましてもハラール対応の食肉処理加工施設の整備、それからマレーシアのレストランでの継続的なハラール牛肉フェア、それからカッピングセミナーの開催など、支援を行ってきたところでございます。

次に、水産物でございます。中国や台湾向けのタチウオやイカをはじめ多種にわたる鮮魚が好調であったとともに、対アメリカにおきましてコロナ禍からの飲食店需要の回復を背景に輸出実績が伸びたものと考えております。

さらに、かんきつ加工品につきましては、ユズ果汁を中心にこれまでフランスでのミシュランの星付きシェフをターゲットとしまして、需要拡大や食品展示会の出展による販路開拓によりまして欧州で輸出を伸ばしてきたところがございますけれども、近年はアジア地域、特に中国やタイでも需要が増加しておりまして、輸出が増加しておるといところでございます。

その他の品目につきましては、シイタケでは香港、シンガポール向けで意欲的な生産者によりまして品質向上の工夫ですとか、鶏肉におきましては、越境ECサイトであります、O i s i x 香港といったところでの販売PR。日本酒ではアメリカにおける外食需要の回復、こういったところで輸出量が増加したものと考えております。

#### 井川委員

ありがとうございます。増加した品目のいろいろな状況を個別に聞かさせていただきました。水産物、かんきつといった品目については以前より海外輸出に期待しており、引き続き生産者や関係者としてしっかりと連携し、販路の拡大に努めていただきたいと思います。

次に、北島議員の質問に対し、輸出生産地の育成や新たな市場の開拓、市場変化を捉えた販路拡大に取り組むとの答弁がありました。更なる輸出拡大に向けた今後の展開についてどう取り組んでいくのか。その中で、海外での大規模商品見本市の出店についてという話もありましたが、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

#### 宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、更なる輸出拡大に向けた取組について御質問を頂いております。

県では、とくしまブランド戦略に基づきまして輸出強化策に取り組んでおりまして、本年2月にはとくしま農林水産物等輸出拡大推進会議を発足いたしまして、相手国のニーズに応じた輸外型産地の育成、販路拡大を目指した新たな市場の開拓、ポストコロナにおける市場変化への対応など、事業者や関係者が最新の海外情報や輸出国のニーズの共有を図っているところでございます。

具体的には、今年度、なると金時や養殖ブリなど、東・東南アジアでこれまで築いてきた商流を拡充する継続的なプロモーションに加えまして、輸外型産地の育成といたしまして、現地からのニーズが高い台湾向けのイチゴ、香港向けの鶏卵などについて検疫や品質保持に関する課題解決に取り組んでまいります。

また、新市場の開拓といたしましては、日本食需要が拡大しております北欧におきまして、地域の実情に精通するコーディネーターとの連携によりまして徳島三大香酸かんきつや日本酒の販路開拓、またカナダにおきまして、なると金時の商流の構築と流通上の課題把握を行いたいと考えております。

さらに、市場変化を捉えた販路拡大では、海外の展示会や商談会への参加を通じましたビジネスパートナーの発見や輸出に取り組む事業者の育成が重要であるということから、海外への渡航制限が緩和されつつある機会を捉え、来年1月フランスのS I R H A 2023及び2月に開催予定のU A E のG u l f o o d 2023に徳島県ブースを、しばらくぶりになりますけれどもリアル出店を考えております。本県からは、水産物やかんきつ加工品などの



生産者や販売事業者の参加を予定しております、アフターコロナにおける市場変化をじかに捉えまして、商談成立につなげてまいりたいと考えております。徳島県ブースの詳細はこれから決定してまいります、輸出に取り組む事業者の育成と販路の拡大を最大限支援したいと考えております。

## 井川委員

本当に頑張っていたきたいと思えます。まだまだ徳島の農業を支えていけるようなものになるには大変かと思えますが、円高で安いものががんがん入ってきたような時代がもう変わりつつあると思えます。本当に円高が続いたら日本の産業、商工業、この農業もそうなんです、何かやっても意味がないような状況になっていたんですが、円安が進んできておまして、どっちがいいとか悪いとかは私もよく分からないのですが、今こそチャンスだと思えます。いいものをどんどん送って、徳島の農家がものを作る気力が湧いてくるようなものを作っていたきたいと深く思えます。

あと1点、これはちょっと農林水産部に関係があるかどうかよく分からないのですが、飯尾川というのが鴨島、石井そして徳島に流れておまして、知事もよく言われているんですが角ノ瀬排水機場というんですか、徳島市の北飯尾地区から吉野川にも流れていくようにもしているんですが、そこの水門の手前に風船を膨らましたような堰がもう一つありまして、そこで水を保って農作物に、もうずっと徳島から石井の辺りの農家の水田に水が入るようにということで一つ堰があるんです。

私も一昨日に見てきたんですが、その堰が潰れておまして、水が全部流れてしまって飯尾川の水位が下がってほとんど水がない。水田の時期は終わっているから、たちまち今どうこうというわけではないんでしょうが、これは農林水産部じゃなくて県土整備部のほうとは思いますが、これこそ来年の4月に間に合わないと、その辺り一帯の水田が大変なことになりますんで、その辺をちょっと農林水産部もどう考えているかお聞きしたいと思えます。

## 太田農山漁村振興課長

ただいま井川委員から、飯尾川堰のファブリダムについて御質問を頂いたところでございます。

飯尾川を用いて、徳島市でいいますと不動町でありますとか国府町北井上の地域、花園の地域辺りに農業用水が供給されているというふうに理解しております。この飯尾川を水源とした農業用水でございますけれども、委員がおっしゃったとおり現在、飯尾川の水位というのは低下しているわけですが、この飯尾川の水位を上げるために、農林水産部におきまして、先ほどおっしゃったファブリダムより少し下流に飯尾川堰<sup>せき</sup>という鋼製ゲートを設置しております。こちらは平成6年に完成したかと思うんですけれども、この堰<sup>せき</sup>で堰上げた水を農業用水として利用しております。こちらの堰<sup>せき</sup>については、現在も長寿命化対策等々を行いながら健全に運用させていただいているところでございます。

ファブリダムにつきましては、委員おっしゃるとおり、国土交通省関連のほうで治水を目的として設置されたものでございます。詳細は我々も把握していないんですけれども、こちらについては今後支障がないように対応されるものと理解しておりますので、来年度

の営農については、飯尾川堰<sup>せき</sup>を含めて支障なく運用されるものと考えてございます。

#### 井川委員

おっしゃることはよく分かっているし、農林水産部に言うのが筋違いなのかも分からないけれど、とにかく田植えまでに間に合わなかったら水が入らないのです。どこの所管かっていうのはさて置いて、とにかく来春にはちゃんと復旧できるようにということで、県土整備部と共に手を携えて考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 梶原委員

まず、令和3年度の基本計画レポートの達成状況を見ると、令和元年の基準値と比較したら令和3年の実績値が大きく上回っている分野もありまして、レポートをざっと見たんですが、やっぱり県と農林水産関係の皆さんの取組が一定の成果を上げているのかなと思います。令和6年の目標値が結構大きいので、これに向けて更に頑張っていただきたいと思います。コロナ禍の大変厳しい状況の中で、本当によく頑張っていたらと思います。

それと、報告事項の中で台風14号の被害状況が出ていますけれども、農業被害額が1億2,000万円余りということで、大変大きな被害が出ておりますので、また国の補助金とかを様々活用していただいて、しっかり支援していただきたいと思います。

この中で、漁船の転覆とありますけれども、資料を見たら1か所とありますが場所はどこか。あと、その支援対策についてどのように取り組まれるのか、教えていただきたいと思います。

#### 里農林水産部次長

ただいま委員から、漁船転覆について御質問を頂いたところでございます。

今回転覆が確認されたのは美波町の由岐漁港でございまして、小型の船舶が転覆しているということでございます。既に陸上に引き上げられておりまして、漁船保険に加入されているということで、現在、同保険のほうで被害額を査定中というふうにお伺いしているところでございます。

#### 梶原委員

分かりました。保険で何とか賄えるということで安心しました。まだ調査中もたくさんありますので、またしっかりとサポートしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それと、先ほどからお話が出ています野生鳥獣のアンケートの件ですが、野生鳥獣の被害はもう絶えることがないんですけれども、県の対策予算というのは、ここ数年増えているのか。その状況について教えていただければと思います。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま梶原委員から、鳥獣対策予算につきまして御質問を頂きました。

県では、鳥獣被害対策としまして防護対策それから捕獲対策、捕獲鳥獣の利活用の推進と担い手の育成確保を4本柱で取り組んでいるところでございますが、鳥獣被害に対する令和4年度予算額につきましては、3年度と比べまして105.9パーセントの4億2,800万円に取り組んでおりまして、この対策予算につきましては、関係部局を含めまして令和2年度以降は4億円台で推移しているところでございます。

#### 梶原委員

もう生活に直結する取組だと思しますので、今後この予算が減らないようにしっかりと確保しながら鳥獣対策に取り組んでいただきたいと思います。

調査の主な状況を拝見しましたら、農業被害が深刻、大きいと回答している集落の割合が令和2年から比べたら全て増加しているという状況で、やっぱりずっと厳しい状況なんだなと思います。実施した対策について効果ありと回答した集落の割合というのは、防護柵についてはイノシシ、ニホンザル、ニホンジカも令和2年と大体同じような数字が出ておりまして、効果はさほど変わらないのかなというふうに思うんですけども、捕獲についてはイノシシ、特にニホンザルとかは捕獲の効果があったということで倍になっていまして、捕獲はやはり効果があるというのが明確に現れておりますので、今後やっぱり捕獲と駆除ができるハンターの養成は、わな作りも含めて大事になるかなと思うんです。

行動計画を見てみましたら、40歳未満の狩猟の免許取得者数を増やすということで、2020年度に400人ということが掲げられているんですけども、この辺は現状でどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま梶原委員から、狩猟免許取得者数について御質問を頂きました。

狩猟者の方につきましては、野生鳥獣を捕獲することによりまして被害を軽減する役割を担っていただいているところでございますけれども、狩猟者の方の減少でありますとか高齢化が課題となっております。県では狩猟者の確保に向けまして狩猟免許試験の実施回数を増やしたり、試験を日曜日に開催するなど、受験環境の整備に努めてきたところでございます。

また、農業大学校や林業アカデミー等の学生を対象としました出前講座を実施しまして、次世代の狩猟者の育成、確保を図りますとともに、出前講座において狩猟免許の試験を実施しているということで、受験者の増加に努めているところでございます。

こうした取組によりまして、令和3年度末における40歳未満の若手の狩猟免許取得者数につきましては398名ということで、増加傾向となっております。

#### 梶原委員

ほぼ400人ということですね。それと併せて、とくしまハンティングスクールというのをやっているみたいなんですけど、資料を見たら令和元年20人から令和3年39人というふうにこのスクールを受けた方が増えているんですけども、20人、39人の方が実際にこれから猟銃を持たれたり、わなの技術を習得したりして現場で働かれているのか、そういった現状について教えていただきたいと思います。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま梶原委員から、とくしまハンティングスクールの現状について御質問を頂きました。

県では、40歳未満の若手狩猟者の育成と確保を目的としまして平成30年度からとくしまハンティングスクール開講事業を開催しております。令和2年度は7名、それから令和3年度は12名の方が受講されました。令和4年度は現在10名の方が受講中でございます。

県としましては、猟友会、市町村と緊密に連携しまして引き続き若手狩猟者の育成に努めてまいりたいと考えております。

梶原委員

スクールを卒業されて、実際に現場で働いている方が何名いるのかおっしゃいましたか。それは分かりますか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、現場で働いている方ということで御質問を頂きました。

実際に狩猟に携わっているかということにつきましては確認できていないんですけれども、このハンティングスクールにつきましては、40歳未満の方を対象としまして座学をしまして、免許を取っていただいて登録をして、フィールド講習を受けて実際に現場で働ける方を育成するというのを目的に実施しておりますので、そういうふう現場のほうで活躍していただいているものと考えております。

梶原委員

分かりました。このスクールは非常に大事だと思うんですけど、ここを卒業された方が実際に現場で働いていただく、やっぱりそれが大事かと思えます。この捕獲が成果がある、効果があるというふうによくの方がおっしゃっているので、是非とも捕獲にしっかり携わっていただきたいということをアピールしていただきたい。

そしてまた、猟銃を買ったり危険な場所に入ったりするので、様々な金銭的な補助とか、そういった県のサポートがないと、いざスクールを受けてやろうと思ってもなかなか踏み出せない人もやっぱり結構いらっしゃると思うんです。ですので、そういう意味でもしっかりとスクールを卒業された方のフォローアップをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、この基本計画の中に、ハラール対応の鹿肉が国内外向けのPR活動を通じて消費拡大を図るとありまして、阿波地美栄と狩猟フェスタの開催をされていると聞いているんですけれども、この開催状況について少し教えていただければと思います。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま梶原委員から、狩猟フェスタの開催状況について御質問を頂きました。

阿波地美栄・狩猟フェスタにつきましては、その認知度向上でありますとか狩猟の魅力、社会的役割を発信しまして、鳥獣対策やジビエの理解促進、それから消費拡大を図る

とともに、平成30年1月に本県で開催しました日本ジビエサミットのレガシーとして令和元年度から毎年開催しているところでございます。

昨年度は新型コロナの影響もございまして、阿波地美栄処理加工施設等が新たに開発しました加工品でありますとかICT機器の紹介、くくりわなの構造や狩猟方法の解説など、YouTubeでライブ配信する阿波地美栄×狩猟フェスタONLINEを開催したところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から屋外イベントであり県内で認知度が高い、とくしまマルシェとコラボしたフェスタを開催するという予定で準備を進めているところでございます。

#### 梶原委員

引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、豚熱の発生状況と対応の状況だけ教えていただきたいと思います。今、非常に心配されている農家さんも多いですので。

#### 福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま梶原委員から、豚熱の発生状況と対策について御質問を頂きました。

豚熱の発生状況といたしましては、去る7月25日、県内で初めて野生イノシシにおきまして徳島市上八万町にて豚熱の陽性が確認されまして、これまでに12頭確認されている状況でございます。

県におきましては発生が確認されてからこれまで、危機管理連絡会議を直ちに開催いたしまして養豚農家の方、県民の方、狩猟者の方に対しまして豚熱に対する安全性に対する正確な情報を提供するとともに、養豚農家に関しましては消毒薬の緊急配付を行ったり、また野生イノシシの陽性が確認された発見地点から半径10キロメートル地点における感染確認区域における野生イノシシの捕獲強化や捕獲後の持ち出し制限、野生イノシシの捕獲の検査体制の強化を図っているところでございます。

今後の対策でございますけれども、3点ほどございます。

まず1点目は、昨年7月末に兵庫県淡路市で野生イノシシの陽性が確認されましてからこれまで、県内での発生を防止するという事で飼育豚に対するワクチン接種を開始しております。ワクチンを接種してから1年が経過しております、これまで得られた免疫の農場ごとのデータを生かし農場ごとに適切なワクチン接種を行いまして、ワクチンの効果を最大限発揮して発生予防の対策を実施してまいるといふこと。それと、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布につきましては、今年度の5月に鳴門市においてワクチンの散布を実施しておりますが、感染が確認されたといふこととございまして、本年11月に改めて国の専門家等の意見等を十分踏まえまして、11月をめどに効果的な散布を実施してまいるといふことを検討しております。

最後に3点目でございます。県内での発生に備えまして、来月19日には野生イノシシの専門家をお招きいたしまして実践的な防疫演習を実施して、防疫対策の強化を図っていくことを考えております。

梶原委員

分かりました。引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

原委員長

午食のため休憩いたします。（12時02分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時06分）

達田委員

何点かお尋ねしたいと思います。

林業の問題というか災害対策にも関わるかと思うんですけども、今、全国で自伐型と呼ばれる林業に関心が高まってきております。前は持っている山から自分で木材を切り出すということをやっていたんですけども、今はもう中山間地に移住された方、それからUターンをされている方、それから一世代飛び越えてお孫さんが帰ってきて個人とかグループで地元の山の手入れをしていくということが広がってきているということなんです。

これが災害対策にも非常に役立つ方式だということで見直されてきているとお聞きしているんですけども、徳島県でそういうふうな自伐型と呼ばれる林業に携わっている方はどれぐらいいらっしゃるって活動されているのか、現状をお尋ねできたらと思います。

小杉スマート林業課長

今、徳島県における自伐型林業の状況についての御質問でございます。

自伐型林業というのは、森林所有者自らが家族経営で小規模な森林作業を行う自伐林業になぞらえまして、今委員がおっしゃったように、主にIターン、Uターン者ですとか地域のグループが手入れの行き届いていない近郊の山林をフィールドにして、同様の小規模な間伐などの森林整備、林業を行うものでございまして、最近マスコミ等でよく取り上げられるようになっております。

自伐型林業は、大きな道を付けることもなく、大型の機械などを導入せずに大規模な皆伐ではなく小規模な伐採を繰り返して行い、道幅も狭いということで森林環境に対する負荷は小さいというメリットがございます。

ただし、なかなか生産性が低く所得が得られにくい、また企業型、会社型のものと比べて十分な事業地の確保がなかなか難しい。さらには、立木の搬出等、間伐を繰り返して生産していくという高度な技術も必要とするということで、こうしたいろいろな課題が多いことから、県内では生業としてこれで生計を立てているという事例がほとんどないものと認識しております。

ただ一方で、最近では、定年退職後に都会のほうから戻られて自らの所有森林をもう一度整備したい、林業をしたいという方、あるいは地域の人たちと一緒に森林整備に取り組みたいという方々が県内でも増えておりまして、当課にもいろいろ問合せが来たりし

ておりますので、こうしたニーズに応えるために、ただいま来年春の開設に向けて準備しております林業DXセンターにおいて、そういった方を対象にした新たな研修を設けることを検討しているところでございます。

#### 達田委員

今こういう方式で収入を得て自立しているというような方々が、徳島県内には余りいらっしゃらないということなんですね。

それで、今なぜ見直されてきているかというのがあるんですけども、特に2021年の9月でしたか、NHKのクローズアップ現代でもこれが取り上げられまして非常に反響を呼んだわけです。国産材の供給量が増えてきたということで、生産性とか効率性を上げるために、今、徳島県でやっているような大型の林業を営むと。植えた木をそのまま全部切ってしまう、丸裸にする皆伐が行われてきたわけなんですけども、この番組で紹介されたのは災害と林業の在り方の関係ということなんです。

この中で、NPO法人が日本財団と組んで調査をしたそうなんです。2020年に九州地方を中心に大規模な災害が起きました熊本県の球磨川流域で、衛星写真とかを使って調べましたところ、調査した地域で崩壊したところが600か所以上あったと思うんですけども、そのうち約70パーセントが作業道などの崩落によるものであったということが分かってきたわけなんです。記録的な大災害というか記録的な集中豪雨で、ものすごい雨が降ったというのが原因ではありますけれども、豪雨だけが原因じゃなくて、多くは林業の現場から崩落が起きていたということが分かってきたわけなんです。

ですから、大規模集約化の林業の在り方、それから小規模な分散型の自伐型林業と言われますけれども、やっぱり災害をなくしていくと、山の仕事で災害が起きるのでは困りません。やっぱり自伐型林業が経営としてやっていけるような方向に持っていくことが、山腹崩壊とかそういう大型災害をなくしていく、自然環境に優しい林業になるんじゃないかということで見直されているわけです。

今、全国でも自治体費でもって自伐型林業を進めていきたいと思いますということで取り組んでいる自治体が増えてきたということで、県としてもやっている自治体が高知県のように出てきたというふうにお聞きしておりますけれども、今、全国的な状況はどうなんでしょうか。

#### 小杉スマート林業課長

マスコミ等で、先ほどのクローズアップ現代等で、高知県での自伐型林業が盛んに行われているという報道があったと認識しております。

全国的にもやはり高知県が一番そういった形で、特に高知県西部の自治体のほうでそういった取組をしておられると認識しております。

#### 達田委員

そういういろいろな取組をされて、それから木のいいところだけを取るのではなくて、やっぱり枝葉まで全部利用して林業を成り立たせているということで、高知県の取組は全国で注目されていると思うんです。

今、徳島県の場合は、国の方針にのっとって全部切って、またそこに植えてというふうなことを繰り返していると思うんです。私も昭和50年代に旧木沢村で住んでおりました、ものすごい大崩落の被害がそのときにあったんです。そのときはそれが林業と関係しているとか、そういうのは全然分からなかったんですけれども、考えてみますと、当時はたくさんの方の林業関係者の方がいらっしやって毎日伐採に行く、そしてまた植付けに行く、下草刈りをすると、そういう仕事に携わっていた方がたくさんいらっしやいました。

それで、一つの山を全部切ってしまうわけですね。あちこちで丸裸になって裸山になっているという状況が今もありますけれども、そういう状態があったんです。坂州木頭川が大氾濫して大きな被害があったんですけれども、やっぱりそういう被害をなくしていく、そして山を守る。山を守ることがやっぱり集落を守ることであり林業を守ることにつながっていくと思うんです。何年か前に大崩落があったところというのは、まだまだ元に戻っていないですね。ですから、山を再生するということが、今は本当にとっても大事になっていると思います。

元々は国の方針として、農業も同じように大規模化を進めていくんですということで、昨日国葬が行われました当時の安倍元首相が、意欲と能力のある経営者に森林を託すんだというようなことで、大規模化をやっていくという方針を打ち出したわけですね。森林経営管理法ですか。それを制定して2019年には国有林法も改正するというようなことで、国が持っている森林にも手を付けるということで、どんどん皆伐を進めていったということですね。木材価格の急騰、ウッドショックが背景にあると思うんですけれども、そういうところまで手を付けていって山を皆伐して、あとの手入れがちゃんと行われるんだろうかと心配もあるんですけれども、今、県有林の場合はどういうふうになっているのでしょうか、全部切ってしまう方法でやっているのでしょうか。

#### 小杉スマート林業課長

県有林の伐採方法についての御質問でございます。

まず大前提としまして、森林法の中で過去のそういう大規模伐採と災害との関連を考慮しまして、一つの流域の中で年間の一定期間に伐採していい、皆伐していい面積が決められておりますので、まずは法律においてそういう災害につながるような大面積の伐採には一つの制限が掛かってございます。

それと同時に、森林法で伐採する前にこれだけの期間にどれだけの面積を伐採するといった届出制がございますので、そういった意味では大規模な皆伐による災害を防ぐ仕組みというのは既に働いておるところであります。

県有林におきましても、当然、森林法の縛りの中で面積を確定しまして、過ぎた皆伐をしないように、あるいは伐採した後には必ず植えるような計画を立てて、自然災害にも考慮した経営計画の中で伐採を進めておるところでございます。

#### 達田委員

こういう自然を守ろうというような環境保全型の林業というのは、これからやっぱり大事になってくると思うんです。それで、全国の自治体では、高知県の佐川町とか鳥取県の智頭町なんかが有名で取り上げられていますけれども、県がこういうことを支援する、そ



ういうことをやっているパターンもあるわけなんです。

先ほどおっしゃった高知県は制度を決めて、高知県の小規模林業推進協議会というのを立ち上げて、そして研修とか機械代、安全装備とか保険代、作業道を造るときのそういう費用、それから日当も保証できるというような制度も作っているそうなんです。それから、福井県も今年からだったと思うんですけども、自伐型の林業に取り組みやすくしましょうということで、新たに県内で林業をしようとする方には上限100万円の支援をしますとか、研修の開催に補助をしますとか、それから初期投資の費用へ支援をしましょうとか、そういうメニューを作っているんです。

こうして見ますと、やっぱりそういうところにUターンしてくれたり、また孫ターンがあったりとかで、寂れている山林に人が帰ってきてくれるということもやっぱり大きなメリットがあるかと思うんです。それで、自伐型林家でそこそこ暮らしていけるというようなめどを立てて実際にやっている方もいて、研修を受けて3年か4年一生懸命にやっていたら、サラリーマン並みの収入が得られるようになってきたという方もいらっしゃるそうなんです。

ですから、そういうところを研究していただいて、やっぱり県もそういう林業を、山を守る、それから人を呼び込む、そういういろいろな面でメリットがありますので、是非こういうところに目を付けていただいて、制度も作っていただけたらなと思うんです。今、林業アカデミーとか、いろいろな取組をされておりますけれども、その取組というのはこういうところにつながっていくのでしょうか。

#### 小杉スマート林業課長

現在、県が行っている林業支援の取組が自伐型林家を作るところにつながっていくのだろうかという御質問でございます。

ただいま、徳島県は自伐型林家、企業型の区別なく様々な林業研修、林業アカデミーにおきましても基本的には就職していただくための1年間の林業研修ですが、その後、独立してどんどん自分が社長をやって林業をやっていきたいという形で進めておりますので、中には自分で山林を購入して、あるいは地域の山林をまとめて自伐型の林業をやっていく人たちもそこから出ていくことと思われま。

それと、冒頭申し上げましたが、地元に戻って自分の山を手入れしていききたいというニーズも県としては把握しておりますので、そういった方に向けての研修も今後検討していきたいと考えております。

#### 達田委員

やっぱり意欲を持って林業に取り組んでみようという方がいらっしゃいましたら、大規模であれ自伐型の小規模であれ、若者たちが山に帰ってくると、また来てくれるというような状況を是非作っていただいて、林業を振興していただけるようお願いしておきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、今日御報告がございました指定管理者の公募状況で、徳島県立神山森林公園、徳島県立高丸山千年の森の二つが出ておりますけれども、これらについてどういう施設があつて今までどういう活動をされてきたのか、お尋ねしたいと思います。

小杉スマート林業課長

今回の報告事項にございました神山森林公園と徳島県立高丸山千年の森の指定管理制度の内容についての御質問かと存じます。

まず、神山森林公園につきましては、神山町にございます県民の皆様には森林自然に親しんでいただくための県営施設となっております。公園の敷地面積は281.13ヘクタール、この中には人工林、天然林、様々なタイプの森林がございます。

施設としましては、本体となります森林学習館とレストハウス、炊飯所など大小38の施設がございます。そのほかに、森林内のフィールドアスレチック、遊具施設などがございまして、今回の指定管理制度で公募をしておりますものは、この全ての施設について維持管理をしていただく業務と、施設の利用促進を図るための様々なイベント等の自主事業の実施業務、それとホームページの運営やSNSを通じた情報発信などのPR活動業務、こういったことを公募しているものでございます。

もう一つの徳島県立高丸山千年の森につきましては、上勝町の自然のブナ林がございまして高丸山の遊歩道を含めた116ヘクタールの山林と、その下にございます千年の森広場と名付けております駐車場部分、それとその周辺の115ヘクタールの部分には、ボランティアを募って、そういう自然林づくりをしていただくようなフィールドも含まれておりますが、面積的にはこの約230ヘクタールの森林。それと、施設としましては、高丸山より大分下流のほうになるんですが、千年の森ふれあい館がございまして。ここも県民の方々に御利用いただいて、森林の持つ大切さなどについて学んでいただき、木育などもしていただくような施設となっております。それと、そのふれあい館に隣接して様々な林業体験、炭焼き体験などをしていただく体験作業所と、千年の森の駐車場部分にあります現地案内所、倉庫、駐車場、トイレといったもろもろの全ての施設の維持管理と、神山森林公園と同様に施設の利用促進を図るための年間を通じた様々なイベント、またホームページの運営やSNSを通じたPR活動業務、こういったものを全てやっていただくための指定管理の公募となっております。

達田委員

どちらの施設も自然に親しむ、特に神山森林公園の場合は子供連れで自然に親しむ手軽な場所ですね。とてもいいところだと思います。それから、高丸山も登山道として本当に手軽な登山が楽しめる、ちょうど距離的にも時間的にも私のような体力無しでも気軽に行ける、大自然の中に溶け込める本当にいいところだと思うんです。是非PRをもっとしていただいて、県民の皆さんにどんどん行っていただけたらいいと思うんです。

今、森林が人の健康とものすごく関わりがある。特に、いろいろな精神的な悩みを抱えている方でも、森の緑に触れることで健康が回復するというようなことも言われておりますので、どんどんこういうところに行っていただけるように、是非お願いしたいと思っております。

それで、余り高い山ではありませんけれども本格的な登山もできますので、やっぱり登山をするときには登山届というのをきちんと出していただけるように、これも徹底していただけたらと思いますので、是非いい施設になるようお願いしておきたいと思っております。

また、管理期間とか指定管理料とかが後で出てくると思いますので、そのときにお伺いしたいと思います。

続きまして、今日報告がございました鳥獣被害の件ですけれども、私のところにもいろいろな鳥獣被害で困っているんだということで相談が寄せられます。特に、イノシシとかサルの被害が多いんですけれども、イノシシの場合は土木工事をして困るんだということで、一生懸命に先祖が造ってくれた段々畑の石垣を崩してしまっって、年が寄ってこれを直せんで困っているんだというようなことも聞きます。

特にサルの被害が大変なんです。売るために作っている作物だけでなく、自分の家で食べようと思って作っている野菜を取られてしまっって本当に困っていますというようなことで、何とかならんでというような御相談もあるんです。ニホンザルの適正管理計画というのがあるとお聞きしましたけれども、対策についてはどのようになっているのでしょうか。

#### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま達田委員から、ニホンザルの対策について御質問を頂きました。

ニホンザルの被害状況につきましては、令和3年度に1,778万円と、全体金額のうち約2割を占めている状況になっておりまして、減少傾向にはあるんですけれども、依然として高い水準にあると考えております。

そのニホンザルの捕獲については、令和3年度につきましては1,564頭を捕るなど、平成24年度以降1,000頭を超える水準で推移している状況となっております。特に、加害性の高い群れや個体を効果的に捕獲することで、農作物被害の軽減や集落への出没頻度の低下につなげている状況でございます。

被害防除の取組としましては、侵入防止柵やモンキードッグを活用した防護対策、それから大型捕獲おり等の導入支援でありますとか有害鳥獣捕獲への支援、地域住民の方や市町村の担当者を対象としました研修なども行いまして、対策の充実を図っているところであります。

昨年度から捕獲対策を強化するというところで、捕獲適地の選定でありますとか管理、これは群れごと捕獲することになるんですけれども、捕獲までの一連の作業を専門業者が実施しまして、さらにそれを地域のほうに定着させていく取組をしておりまして、地域で取り組んで継続的にやっていただくことで、そういった活動につなげていきたいと考えております。

#### 達田委員

サルの被害といいましても、集落で果樹を作っているところの果物が取られる被害もありますし、中山間地でおうちが点在して、先ほど言いましたように畑のものを取られるというお宅が一軒家なんです。だから、そういうところでサルの被害をどうにかしてほしいと言われても、なかなかその対策をしてくれるような制度があるのか。それは売る作物でなくて自分たちで食べる作物だから、取られて困っているんだということで、そのおうちではもう野菜がなくなって困っているわけです。被害においても、そういういろいろなパターンがあると思うんです。だから、いろいろなパターンのところで被害対策ができる方策があるのかどうかということなんです。

### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、サルへの対策について御質問を頂きました。

サルにつきましては、非常に学習能力が高いということで、対策が難しいところがございますけれども、実際に集落に出てきて悪さをするサルを捕まえないことには、どうしようもないというところがございます。一つは先ほど申しましたように、群れで捕獲するということです。ちょっと時間を掛けて調査をしながら取組を進めている状況もありますけれども、市町村のほうでもサルを駆除するという取組を進めておりますので、まずは市町村に相談いただきまして、被害の実態を相談してもらえればと考えております。

### 達田委員

適正管理計画の概要を見させていただきましたら、加害レベルⅢ、Ⅱ、Ⅰとあって、たまに出てくるだけとか、いつも被害があるとかに分かれていますけれども、それによって御相談というか、やっぱり市町村の窓口に行くのが一番いいということですか。県ではなくて、市町村の窓口へ行って御相談をするのが一番いいということでしょうか。

### 金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、市町村のほうに相談していいのかという御質問がございましたけれども、被害の程度によりましていろいろな対応があると思います。専門家の指導を仰いだりということもありますし、被害の状況に応じてすぐに有害駆除をやるというやり方もあると思いますので、市町村と連携して取り組んでいるところがございますけれども、そういった情報がございましたら、それに応じて対応していきたいと考えております。

### 達田委員

被害があったときには、おりを設けて餌付けをして捕るという、一網打尽にするという方法もあるとお聞きしましたけれども、それは場所が要るわけですね。中山間地といいますか、いわゆる山間地のおうちの場合、段々畑のようなところにおうちがぽつぽつとしかなくて、そこで一生懸命に作っているお野菜を、シカよけの囲いを作ったりイノシシよけをしたりしているんですけれども、サルは賢いのでそういうところにも取りに来るわけなんです。

だから、高齢者の方が一生懸命に作っている自家用の野菜を取られてしまって、本当にもう情けない限りだと言って肩を落としているんです。サルの被害からそういうような方を守れるような対策をやっぱり講じていかないと、もう山では住めんわと、そういうふうに嘆いておられる方がいらっしゃいます。これはもう1軒や2軒ではないと思うんです。ですから、売るための野菜だけじゃなくて自家製の野菜、これは大事ですので、サルの被害から守れるような対策を、是非とも有効的なものを考えていただきたいし実行していただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

### 仁木委員

私からは2点、2分野において質問させていただきたいと思います。

まずは、本日、令和3年度徳島県農林水産基本計画レポートを配付していただきました。そちらをざっと拝見させていただきましたら、5ページに各国別の主な輸出状況とか達成状況を掲載いただいております、それぞれに目標値を上回るような実績又は目標推移を上回るような実績という形で、いい状況に推移しているというようなレポートであります。

その中でも、輸出においては各国三つぐらいの地域的なものを分けられるんじゃないかなと思っておりますが、一つはアジア圏においてということと、もう一つは欧州、ヨーロッパ、そしてまたアメリカのほうであろうかと思っております。達成状況だけでは、その割合がどのような状況かというのはちょっと見えないので、どういった状況なのか、お教え願えればと思っております。

#### 宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま仁木委員より、輸出に係る各市場の状況ということで御質問を頂いております。

徳島県におきましては、5ページにも記載がありますけれども、大きく重点輸出市場といたしましてアジア市場、こちらは経済成長が著しいということと日本から近いということもあって、今後も輸出の中心になる市場であると考えております。それから、ヨーロッパ市場は世界の食のトレンドにもなりますし、高価格帯の商品が売れる可能性のある地域と認識しております。それから、ハラール市場は世界人口の4分の3を占める巨大な市場ということで、ハラール牛肉をはじめ、今後も期待している市場でございます。それと、その他地域ということで、検疫条件とか衛生条件、輸入条件が厳しいんですけれども、市場開拓が容易でないもの、こういったところを高い購買力を持って大きな輸出の市場になると、今後期待できるところということで、その他市場ということで四つに分けて展開しておるところでございます。

それで、令和3年度の事業は29.9億円の実績だったわけですがけれども、これを4圏域でパーセント表示にいたしますと、アジア圏で48パーセント、ヨーロッパ市場で4パーセント、ハラール市場はハラール牛肉になりますけれども30パーセント、それからその他、北米、オーストラリアで18パーセントということになっております。

#### 仁木委員

こういった形で見ましたら、ヨーロッパというのは最近し始めたんかなと思うんですけれども、それぞれのそういうところを見据えた上で商品別を見ましたら、例えば中国であればイカとかマナガツオとかが特定されて載っているんですけれども、そういったところは原材料としていつているのか、また市場として出ていつているのか。例えば、百貨店に直接売っているものはあるのかとか、ホテルに対して直接卸しているところがあるのか。

いずれにしても、これまでの質問の答弁を聞いておきますと、いわゆるバイヤーを通じてというところが一番多いのではないかなと思うんですけれども、どのような状況なのか、教えていただければと思っております。

## 宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、相手国のバイヤーの状況とか、どういう状況で販売できているのかという御質問だと思います。

まず、中国の水産物につきましては、たまたまではないんですが、日本で多く取れたものが中国取引等に市場として上がっていったものと認識しておりますけれども、定量的なものではないんじゃないかなと考えております。

その他、なると金時をはじめいろいろな作物が海外へ出ておりますけれども、主にはバイヤーを介しまして展示会とか、そういったところでバイヤーとマッチングを図りまして展開するものとか、現地の量販店を中心に展示会をしたりとか、そういったところでニーズをキャッチしながら、どんなものが売れるかといったところも含めて海外輸出に取り組んでいる状況でございます。

日本の生産者におきましても、海外市場に広く興味を持っていただくというのも重要だと思いますので、マッチングの機会というのは今後も増やしていかなければいけないと思っております。

## 仁木委員

現状やられていることというのは、ずっともう継続的に出店したりして、バイヤーと商談したりということも継続的に、私も県議会議員をさせてもらって4年目ですけど、4年間同じような感じだと思います。その前からも多分そういうような感じだったと思うんですけども、それがいけないわけじゃなくて、結局それを続けてきたからこそ今の土台があるということは十分認識しております。

ただし、そのバイヤーだけを通じて行ってしまえばどういうことが起こるかといいますたら、結局バイヤーは売れるものしか買ってくれない。だから、バイヤーに売ったものについて、例えば農産品でもあり得るでしょうし、牛肉だってあり得ると思っておりますけれども、その一部をバイヤーは仲買いして売っていただくというようなやり方もありますから、何が言いたいかという、全量買取りです。全量全頭買取りということについては、なかなかスムーズにいかないのがこの輸出の現状ではないかと、私は危惧しておるところです。バイヤーを通じていくことは悪くないと思います。これで基本的な輸出額というのは担保していかなければいけないと思っておりますから、それで結構だと思います。

ただし、いかにして直取引ができるような形を作っていくかとか、生産者あるいはそういう海外輸出をもくろむような団体というのは数多くあると思っておりますけれども、そういったところと連携をする。若しくは、そういったところが海外に対して直接販路を拡大できるような、そして残すことなく輸出ができるようなやり方を何らかの方策を考えていくような時期に差し掛かっているのではないのかなと思うところなんです。例えば、こういうようなサポートする仕組みができていたら、今のこの円安の状況を振り返ってみれば、もっと好転した市場というか、もっと好転した経営、県産品の売上高が図られているのではないのかなと思うところなんです。

ですから、今後どうしていくのか。まず一つは、今だったらヨーロッパ4パーセント、アジア圏48パーセント、ハラル圏30パーセント、その他圏域で68パーセントとありますけれども、どういうようなところで、どこの方面について戦略を立てていくのかというこ

と。

それともう一つは、バイヤーはこれまでどおりやっていただいていると思いますし、ずっとしていくべきだと思いますが、そういった余すところなく輸出をするという観点から、県が直接的な取引に結び付けるような何かしらのサポートをしていくべきだと思いますけれども、そのことについてちょっとお聞かせいただければと思います。

#### 宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま仁木委員より、今後の輸出の体制整備ということで御質問を頂いております。

まず、少し例を言いますと、牛肉でいきますとやはり1頭買いというのは基本的に進めたいところがございます、ハラールにおきまして、レストラン向けのカッティングセミナーを、余すところなく使えるよというところで展開しておるところもございます。

今後の展開ですが、まずやはり近いところでアジアというのは今後も中心になってきますので、そこは継続的により太い幹として育てていく必要があると思っておりますし、まだまだこの検疫条件等で入っていけない国もございますので、そういったところは国のほうのお力もお借りしながらですけれども、検疫条件をクリアしてより生産者が持っていくやすい条件にするということも考えております。

それから、県内の体制につきましては、今、平成25年から輸出のサポートセンターというのを立ち上げて相談体制、窓口を作っております。それから、今年の2月に立ち上げましたとくしま農林水産物等輸出拡大推進会議も、セミナーとか、実際に貿易輸出に絡む事業者がそれぞれに顔を突き合わせて、それぞれの悩みだったりといったところを共有して、より太い幹に輸出を拡大できるように取り組んでおるところでございます。

それから、全庁的にといいいますか、全国的にはジェットロとかJフード推進機構、それからそういった関係機関ともタッグを組んで、今後2030年の輸出額5兆円、非常に高いハードルだとは思っておりますけれども、こちらに向かってもうオール徳島でやっていきたいと思っております。

#### 仁木委員

おっしゃることは何となく分かるんですけども、極端に言ったら本気でこの輸出戦略を立てていくのであれば、徳島県でバイヤーを作ったらいいんですよ。バイヤーを育成するような事業をすとか、例えば県の外郭団体がつらつらとありますけれども、外郭団体でもいいから輸出戦略のための何かバイヤーとかジェットロみたいなを作ったらいいのではないですかということなんですよね。

せっかくの円安をいい方向の武器にできているのかということにちょっと疑問がある。これは来年に今年度の輸出状況が出てくるときに見てみないと分からないですけど、でももっと伸びしろがあるように思うんです。せっかくの伸びしろのところで、どっどっ行けていないのではないかなというところがあるんで、そういったところはやっぱり今後も、やはり市場というのは人口減少の中で地方でいうと、地方消費だけでは絶対あかんわけです。ですから、海外へ向けての戦略というのは本気で1歩2歩進めていただきたいと思いますので、その点を十分に各課で協議していただきたいと思いますということを申し添えておきたいと思っております。

次に、昨日も商工労働観光部のときにもお聞きしたんですが、事前で頂いております議案書には、ポンチ絵に含まれていない、いわゆる運営費関係の補正分がございますね。

これを見てみたら、昨日の商工労働観光部においても新エネへ移行した部分で、新エネの撤退による金額の補正だということだったわけなんですけれども、農林水産部内においても同様なのかということと、それぞれあると思うんですけれども、どういう状況でこの補正が生まれたかということをご教示いただければと思います。

#### 七條農林水産政策課長

今、議会で補正予算をお願いしております電気代金の内容についてでございます。

まず、農林水産部で所管いたしております単独庁舎のうち今回七つの施設につきましては、いずれも小売り電気事業者、いわゆる新電力からの高圧電力の供給を受けておる施設でございますが、今年度に入りまして契約更新のための入札におきまして、予定価格の超過がございまして入札不調となったものでございます。

これに伴いまして、7月からは最終保障供給契約に基づき、さらに9月からは四国電力からの法人向け契約に移行したことによりまして価格が増加し、予算額の不足分を補正でお願いしているところでございます。

#### 仁木委員

そうしたら、全額が新電力に関連する分だということだったんですけれども、農林水産部内だけでも2,200万円ぐらいかと思うんです。昨日、商工労働観光部のほうも同じぐらいの価格でして、経済委員会に関わる部内において大方四、五千万円のこういうような補正を組まなきゃいけない状況が生まれておるわけですね。

そのことについては、一旦は企業努力というか行政努力によって、その分は負担が軽減されていたということで、一応の評価はしているわけなんです。でも、昨日も申し上げたんですけれども、これでようやくそういった地域事情というか地域情勢というか、ちまたの新電力への移行をされてから撤退されたという人がどれだけの額を苦しんでいるかということが、行政側の皆さん方を含めてある程度お分かりになられたんじゃないのかなと思うわけなんです。

その上で、やはりこういった形で補正を出してこなければいけないという状況で、我々もそれを分かっていますから、この予算について否定もしませんし反対もしません。仕方ないですよと思いますけれども、じゃあ今困っている農林水産関係の方もいらっしゃると思うわけなんです。やっぱり高圧電力を使っている事業者の方はいらっしゃると思うんです。そういったところに何らかの手立てを打っていかなければいけないんじゃないんですかという思いが私は非常に強いんです。それは、この補正予算でこういった数字が出てくる。それを認めるからこそ、やっぱり行政側の皆さんもそれぞれの担当されているところで、やはりそういった痛みを酌み取るような何らかの施策が必要でないのかというところなんです。

その上で、それぞれ農・林・水・畜産業とあると思うんですけれども、その中でこういう業種については高圧電力で大変だろうなと思うところがそれぞれないですかね。ないですかとぱっと聞いても申し訳ないなと思っているんですけれども、それぞれあるかと思



ます。

それで、今思い浮かんだところの状況をやっぱり調べていただきたいということが一番にあるんです。例えば、畜産業であったら養鶏をしているところとか、いわゆる建屋の中でしているところとかだったらそういったのが掛かるでしょうし、農業でいえばシイタケであるとか、そういったところも掛かるでしょう。そういった状況をまずは把握していただいて、そして今後何か方策を示していただきたいというところなので、部内各課で連携していただいて、それに組み込んでいただきたいと思うんですけれども、その点の所見をお聞かせいただければと思います。

#### 七條農林水産政策課長

まず、今回お願いしました施設の価格増加分につきましては、さきに御説明したとおりですけれども、これまでの経緯などを補足させていただけたらと思います。

各施設につきましては、高圧電力の供給を受けていたということから、2016年の新電力の電力自由化が始まった折から行政コストの削減を目的として順次施設の契約を切り替えてまいりまして、これまで一定の削減効果が出てきたものと思います。今般の世界的な物価高騰などによりまして、電力の撤退ですとかがございましてやむを得ず価格の上昇がありまして、従前の四国電力の通常の契約に切り替えることとなったところでございます。

これまで削減の効果はあるものの、今回増額をお願いすることとなっておりますので、施設の運営に当たりましては、節電はもとより、あらゆる経費の無駄のない執行にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

その次に、委員より御指摘のありました農林水産業関係で、電力の影響を受けているような業態はどのようなものがあるかというような御質問でございまして。

一定の団体それから大規模な事業者の方に既にヒアリングを終えておりまして、例えば農業分野につきましては、施設園芸のうちヒートポンプ、燃油によらない電力による冷暖房を行うような施設について数は少のうございまして、県内にも事業者が一部ございます。畜産分野におきましては、ウインドレスの採卵鶏の鶏舎ですとか、それからミルクの酪農におけるクーラーですとか、そういったところでは余り電力消費量は多くないんですけれども、比較的同じような業態の中では電力のウエートが高いと認識しております。

それと、委員の御発言にありましたように、シイタケの栽培につきましては、特に夏の間のヒートポンプの利用等がございまして、一定の割合で電力消費が大きいものかと思えます。個々の事業者の電力の影響についてはこういうような認識をしております。

電力につきまして新たな支援が必要でないかというような趣旨の御提言かと受け止めておりますが、ちょっと振り返ってみますと、昨年来のエネルギー価格の世界的な上昇、さらには今年に入りましてのウクライナ情勢ですとか昨今の円安の影響を受けまして、あらゆる物価が高騰してきております。こういったことから、5月臨時会から今回の9月議会に至るまで、燃油ですとかLPガス、それから家畜に使用します飼料などについての支援を講じてきたところでございます。これらの基本的な考えといたしましては、それぞれの例えば施設園芸においては、燃油の使用量が金額ベースで見ますと大宗を占めるというようなこと。それから、家畜農家さんにおきまして、飼料の費用というのは経営費の大宗を占めていることなどから、一つの商品が経営に大きな影響を与えるというようなものを

対象に支援させていただいたところでございます。

これによらないところでは、肥料につきまして支援の準備を進めておりますが、これにつきましては、すべからく多くの農業者の方が使用量の多寡はございますが使うものでございまして、さきに御案内したような燃油ですとか飼料に比べますと、その割合は少ないかと承知をしておりますが、国のほうでも価格高騰が非常に高くございましたので、国のほうにおきまして、午前中に寺井副委員長のほうから御案内がございましたように、高騰分の7割について支援を受ける制度を効果的に活用しまして、県のほうで15パーセントを上乗せし85パーセントの支援を行えるように、国との動きとも協調しましてこれまで支援を行ってきたところでございます。

御質問の電気につきましては、さきに業種別に御説明いたしましたが、一定の業種で影響があるものと認識はいたしておりますが、これらのヒアリングの中で聞いてみますと、電気のみならず、例えばシイタケですと、菌床に使いますチップとか、菌床そのものを御購入される農家さんもいらっしゃいますけれども、こういった価格も非常に上昇しています。それから、ダンボールですとかフィルム、出荷資材、こういったものも上昇している。

さらには、消費者に届けます運賃についても上昇しております、いろいろな項目で上昇しております。現在のところ、業態ごとの影響を引き続き注視しまして、どの品目への支援が一番効果的かということを見極めながら、適時適切に新たな施策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜ればと思います。

#### 仁木委員

事前委員会では資料を配っていただいていたんですけれども、その日に配られたら中までよく見ていなかったんで、その間から調査期間があったからこうやって見てから、この予算は何だろうなと思って話したのが発端ですけれども、これを事前委員会ではここまで言っていなかったと思うんですよ。状況がどんなんか。新電力で困っている人がいるから、シイタケだってこうやってしなきゃいけないんじゃないかという話をしたのだけれども、今、付託委員会でこうやって言っているのは、ようやく県も痛みが分かったでしょうと、こういう状況があるんでしょうと。これで補正予算を出してきて、県は一般財源でぱっと出せるからいいかもしれない。でも、なりわいをされている方、それはちゃんと企業の経営をしていたら、そういうところだってしっかりとしていけないといけないのでしょうけども。ただし、この金額が大きすぎますよね。現状の大体5倍ぐらい掛かるんでしょう。新電力から普通の電力に移行したり、撤退したからといってやったとしても、金額が上がる率というのは大体5倍ぐらいという話を聞いています。電気もインフラですから、菌床シイタケの菌床のチップとかというのは非常によく分かるんですけれども、それよりもやっぱりインフラの部分でどうしていくかっていうことを、今後はやっぱり考えていっていただきたいと思うわけです。

多分、今の状況で全国的に地方議会でも余り言われていないのかもしれませんが、半年たつたらもっと全国でもいろいろな議論が深まると思いますし、国からもいろいろな方策が示されるんだろうと思いますけれども、その際には徳島においては一番最初に、やはりこの農林水産部内に所管されるような事業者においてはしっかりと支援してい

ただきたいということをお願いを申し上げて、質問を閉じさせていただきます。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りをいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、11月8日に県南部において基盤整備を通じた担い手集約に関する意見交換会や木材産業振興、企業誘致に関する調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時07分）